



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

富山労働局発表
令和8年3月19日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 山田 和宏
(電話) 076-432-2735

「富山県電気機械器具製造業最低工賃」を改正します

標記の最低工賃について、富山労働局長（小島 悟司）は、富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（部会長 大石 貴之）の調査審議を経て、富山地方労働審議会（会長 森口 毅彦）からの本年2月26日付け答申のとおり改正決定し、本日、官報に公示しました。

改正後の最低工賃の金額は以下のとおりであり、令和8年4月18日（土）に効力が発生します。

品目	工程	規格	金額
電子部品	手工具（ハンドプレスを除く。）を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電ブザーでリード線が2本又は3本のもの	1回の切断につき 45銭 (引上げ額9銭5厘)
コネクター	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		1端子につき 50銭 (引上げ額20銭)

(注) 品目、工程、規格について改正はありません。

【改正までの経過】

- 令和7年12月8日 富山労働局長から富山地方労働審議会会長に改正諮問
- 令和8年1月19日、2月10日 富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会開催
- 令和8年2月10日 富山地方労働審議会会長から富山労働局長に答申
- 同年2月26日 異議申出の公示を行ったところ申出はなく答申どおり改正を決定
- 本日3月19日 官報公示(4月18日から効力発生)

【最低工賃改正手続の流れ】

